近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（１）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（２）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（３）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（４）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（５）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（６）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（７）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（８）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

荒川上聖新田一件

全

東京大学
1

經濟學部
研究室
5
1299

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

經濟學部
研究室
5
1299

東京大學圖書館

經濟

39080

金沢藏書 渡前庄内

覺

丈配安義川北田右二ヶ村ゟ上北新田村ゟ當文中用水
論之儀ニ付先月中双方役人出張出お代家出張方
下役ヲ以出乳ゟ仕付未ク出裁許ニ至候事ニ候ヘ如安義川
北田二ヶ村之者共當十四日分大勢義川寺ゟ出安徒黨ヶ
月変出安ニ付猶之中合ニ候共一分ニ入無之一時十六日
夜中深更ニ引出ニ而中ニ起願出義出ニ付出張者
中ゟ指上中ニ右徒黨之儀ニ為ニ出来ニ出ニ付ニ而十
合を不相用大勢出安徒黨を結ひ相又人殺
相増為出安ニ工之之趣も出安中ニ青似不容易

以前而當十四日分時十八日未明之荒川寺ニ相當且十七日
須ニ全村之者共呼寄弥多人數ニ相成ニ相當中ニ
十八日朝分同日夕之休息いたし以後村之之者共同
同日當寺分又之荒川寺ニ多人數相當驚之數ニ
相當以付之二ヶ村新當共呼出し其事之銘を以中合
相又清郡方ニ下役共指出二ヶ村役人共ニ而ニ御合
其性ニ付荒川寺分為門ニ以銘座出ニ而志夜分時
須ニも下ニ成ニ事ニ先清威光を以門ニ相
成筋ニ仕合事ニ候ニ此御清座中之ニ以上

十二月十九日　石井助郎印

清代官所

東荒川村
長人伊右衛門　長人傳吉　長人友助　長人長助
下荒俣村
付添九之衛　谷地兵衛村
付添吉右衛門　豆田村
付添勘四郎　松尾村
付添清三郎
長人長次郎　西荒川村
長人久治　長人三右衛門　長人四右衛門
上荒俣
付添甚助　蜀沢村
付添傳吉　豆田村
付添相右衛門　浮田村
付添与義
長人半三郎　長人源助　長人八之衛門　野田村
長人九之衛門
浮田村
付添金剛院　中條村
付添九之衛門　川行村
付添友四郎　谷地邊荒村
付添傳次郎
右之者共荒川寺ニ相當清蒙ヶ月數ニ非常願報出指
出ニ書面之ニ長人共今十九日清郡方ニ下役場村之
苦日須ニ相越中ニ此御清座ニ上ニ以上

一 宝年
正月廿二日清郷代官より兼吉市郎出ニ而金高ハ不出し如
荒川四冬ニ赤堂一件宮和ゟ之義ニ付清郷本行ニ
立金ハ以来ニ給付ニ諸市本ニ而徳同付も市指出ニ諸
ニ御守ハ
両荒川北田三ヶ村上北新田用ハ赤堂一件宮和ゟ之
義ニ付清郷本行ニ立金ハ以来ニ給付ハ信ニ右
一件ニ付市郎方ニ指出し諸中ニ立書出候監帳ニ
無度明日ニ指出してニ中ハ大中本ニ以上
正月廿二日　万年加茂
石井助郎度

一 荒川留沢柳久瀬豆田此四ヶ村ハ其黒川之内
大板村之上大川分堰口を付大板村之前分古側一
所を入市様之内古堰をあり二ヶ村之内を通
ある沢堰ハ入こゝ村之下深田堰を[illegible]つけ後
田村ハ市様之内新堰を堀黒瀬川之上ハ迄ニ只
今之留沢柳久瀬堰ハ所を入一中ハ自今以後と
ても大所ニ而破損堰埋り水のり悪大四ヶ村之用水
ふ足ニ付ハ何時ニ而も自然清ニ仕所のせ二の中ハ
自然末ニ迄も所ふ足ニ而四ヶ村市田地目損ニ至中
出新中ハ以て事頼ハ上北新田やめニ仕荒川之ハ地

西俣川之儀ハ四ヶ村ニ而致來申候處、又黒川ニ成候ニ付（付如ニ相成候へ下ヶ札差上）
右之堰田此四ヶ村之本田畑地ニ堰入、右用水之分無之迷惑仕
候處、右百姓共申候ハ、右又何時如何様之儀仕、堰水
用水之儀不申候様ニて仕候間、右八ヶ村之百姓共へ
被仰付可被下候
御公儀様へ被仰上可被下候、以上

丑四月　　　　　　　　　　　　　　堤村百姓
　　　　　　　　　　　　　　　　　　小太郎　判

大川四郎左衛門殿

前書之通申出候ニ付、承届差上申候

未四月　　　　　　　大川四郎左衛門　判

御勘定所
御代官所

付札
元禄元申年中荒川筋堤柳瀬並田太四ヶ村之為西俣
川切落通塞之節、依願被仰付西俣川之上新田
之者共難儀ニ付、用水之儀見分之上荒川之内ニ而
荒西俣川四ヶ村之者共難儀仕候ニ付、関場堰入
様之儀西俣川之者共難儀仕候ニ付、定式之者共へ申付候
右願之書付御取次申上候
上新田之者共田地用水堰込候ニ付、極難渋ニ而迷惑仕候ニ付
其外之如新田並荒川之立用之儀願出候ニ付、當七月

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

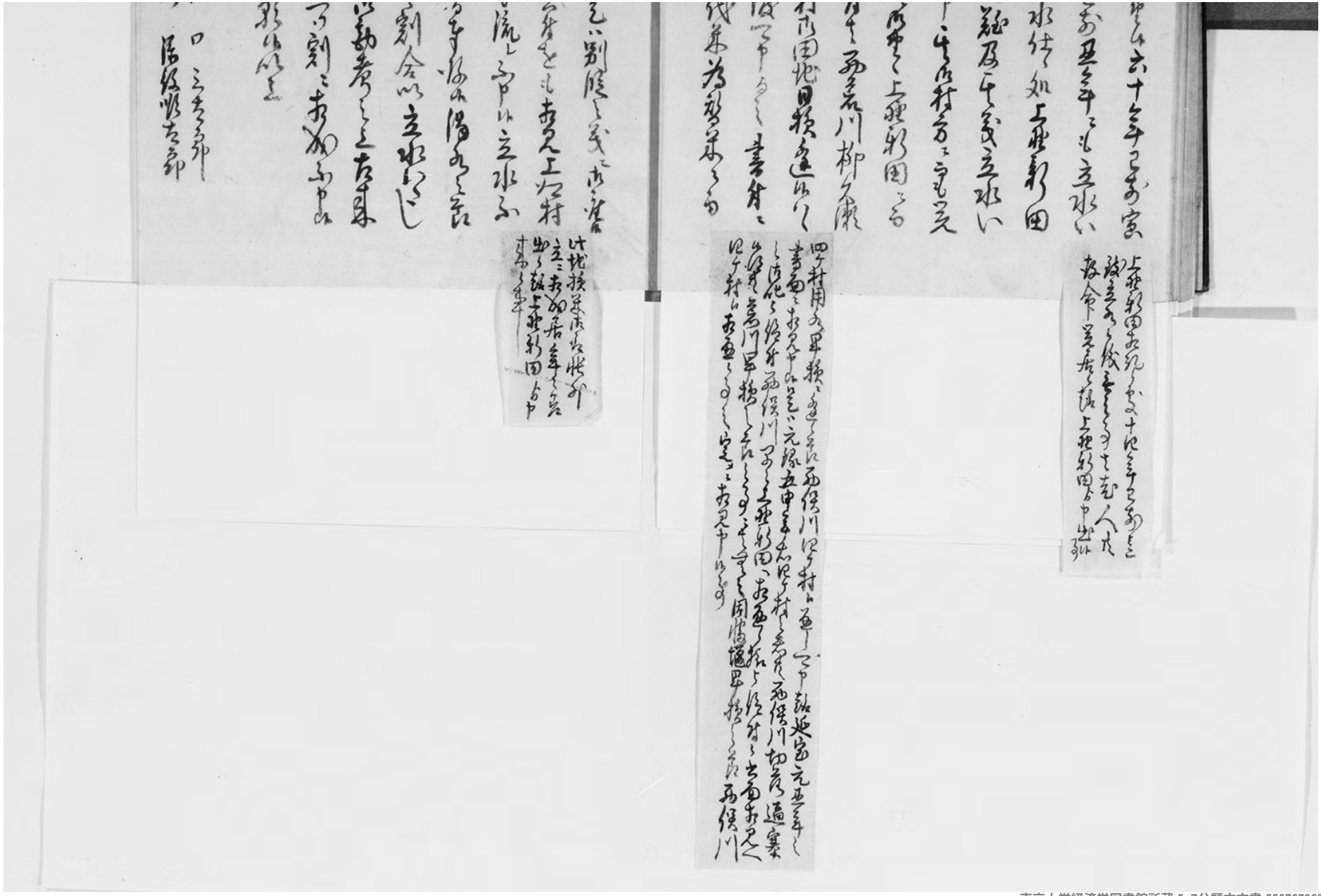

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

五七月

石井助郎殿

農業用付
[illegible]

支荒川堂田太三ヶ村役人共 [illegible]

一 六月中旬立水頼中出ハ付 仙原村用水餘平義
[illegible]双方田地ニ勿論仙原村田地
[illegible]
[illegible]
是論論を始ハ[illegible]

一 用水[illegible]立水中立前条之通三ヶ村ニ[illegible]
[illegible]

中立之通悪二ツ割中ハ三ヶ村之内上野山[illegible]
笹川[illegible]義二ツ割[illegible]堰遠ニ付
別[illegible]
[illegible]
立[illegible]

一 仲[illegible]人[illegible]三ヶ村役人共[illegible]
[illegible]
上野新田[illegible]
納[illegible]
[illegible]

五十月　　石井助郎

清願書行所

名懸書付ニ以清願申上ニ

荒川縣用水兩俣川かつち搭川ニ一切流し不申地所ニ
今度搭川ニ新堤新横堰相立搭川ニ用水ニ
川幾何其事或ニ極ニ難ニ陰ニ申上ニ兩俣川一筋ニ
用水ニ以上野新田ニ或百石余ニ所田地相續仕
而事ニ以其後兩本荒川野田富沢四ヶ村ニ田地上野
新田堰未ニ撤リ所ニ往ニ必ニ難潤仕ニ且極渇ニ
荒荒川筋撤リ立ニ上野新田ニ堰ニ川松兩俣川

ニ用水相用ニ仕来ニ村ニ管轄ニ一円連越仕ニ上野
新田用水別ニ難潤仕ニ所ニ照ニ成ニ于損仕進ニ
荒地ニ所ニ地所ニ多出ニ以後清ニ川ニ不申能
堤ニ云ニ以前ニ所ニ付漸異通リ以前ニ人ニ交兩俣川ニ地
ニ別紙絵図ニ通ニ新堤新横堰ニ相立ニ事ニ見ニ
用水難潤ニ極ニ如荒難潤ニ仕ニ水下村ニ類ニ難ニ
清ニ憐愍ニ所ニ清ニ以新堤新横堰必ニ相ニ指止ニ
如下ニ相原ニ所ニ清ニ如下ニ名懸ニ以清願ニ

巳六月

上野新田　　兩荒川村
新賀武　七七人三治郎　　新賀久八治
荒荒川村　　七人治郎右衛門
新賀七助　源役　源右衛門　　日田ニ玄東

行所御申上を恐入此段先前申上て通ニ御座候ニ付
拾ニ而御田地未續御所拾何ニ成御ニ成御下
無被を願ハ太相又新給金ニ付書付を以申上ニ以上

丑十二月

上野新田
新貢出人ニ成
ヨ高姓 兼代

石井助郎殿

覚

荒川留沢柳久厳豆田此四ヶ村ニ至黒川然ニ内大枝
村ニ至大川ニ堀口を付大枝村ニ而ニ古閑ニ而を入
御樋ニ内古塚(セキ)を堀高海村ニ内を通し朱塚ニ
入る高村ニ下将田塚を廣ケ将田ニ而ニ御樋ニ内新塚(セキ)

を堀黒厳川ニ至ニ通し只今ニ留沢柳久厳堀ニ而を入
て申ハ自今以後迚も大ニ而破損堀埋ニ而のり急
右四ヶ村用ニ而ニ足ニ而ハ何時ニ而も自然ニ仕ニ而のせ
て申自然未ニ迚も而ニ足ニ而四ヶ村ニ御田地目損ニ遂
申ハ更ニ而申ハ而て事新ニ上野新田をやめニ仕荒川ニ
かつ地西俣川ニ至ニ四ヶ村ニ御渡し て申ハ荒又黒川ニ渡
る高ニ将田此四ヶ村ニ御田地ニ堀ニ而ニ而ハ而り迷惑
仕ハ更ニ御前姓ニ而ニ而申ハ而て 荒又何時ニ而も 普請仕堀
ニ而ニ而り而ハ而り ニ申ハ拾て仕ハ右八ヶ村ニ御前姓ニ新給
付新ニ而ハ拾ニ 清公儀ニ新給上て新下ハ以上

延宝元年丑四月

増田村ノ名主
八郎左衛門（印）

大川四郎左衛門殿

覚

先年より新田立申候節 百姓八郎左衛門儀申合 柳久保
村 増田村 西荒川村 豊田村 右四ケ村之用水 西俣川 上
水新田用水ニ被成候 右四ケ村之用水ニ 関枡樋築立候ニ
付 宜敷様ニ被申候而 八郎左衛門儀 作文ニ候 関枡樋
入用之義ニ候ニ付 西俣川 口之頭ニ至 申候 共
ニ而 高瀬 関枡樋 水不足ニ 高水上候て 振
ニ八郎左衛門儀 方ニ 候 申候 仕候

当四ケ村用水之義 通路付候而 西俣川切破リ 新四ケ村
之用水ニ仕候 八郎左衛門儀 清水新堀 申候
様ニ 御座候 八郎左衛門 之 候
四ケ村之者共ニ 相談 西俣川 之 上野 被下申候 百
姓 様 候 西俣川 上野 被申候 様
之儀 上野新田 百姓 之 者共之 儀 上ハ
右四ケ村之者共之儀 清水 西 仕 夜中 西俣川
百姓之 切 申候 通 候 様
其之 様ハ 月 人足 関枡 用 日 之
十日 八郎左衛門 被下 之申候 百姓 中 清水

右之通少々結合如此所望之候也

五十二月廿二日

荒川組
同朋 桂平

名恐以下之書本願ハ

東荒川村長人長治郎女房大病ニ相極ニ付家内一統難
渋仕候之悴小助ニ代り相立右長治郎當分御村ニ相
稼ニ而御法ニ無之候ニ付事ニ候ハ

五十二月

新奥源太郎
源役平四郎

石井助郎殿

右源手紙ニ付御親方ニ差出ニ而又右之通
東荒川長治郎女房大病ニ付悴ニ代りニ為稼ニ而

宿下り　之後無法合中立ニ而ニ付代家ニ頼ケ之者
又母病ニ付とても宿下り不可容易中立ニ而ニ付
女房位之ニ而ニ而ニ付ニ而ニ而ニ無法限ニ相出ハ
ニ而ニ而ニ位ニ而ニ無之ニ而ニ而ニ而ニ無之ニ而ニ
仕候之ニ而ニ而ニ右之頃ニ付ニ而ニ不及ニ而ニ
詳細之ニ而ニ無之ニ而ニ候ハ

十二月廿七日

行桐七郎
山下甫三郎

石井助郎様

右之段中達ニ付ニ而無法合ニ病気ニ而ニ日ニ村方
寄行ニ而ニ居ニ結ニ而ニ位ニ而ニ以来ニ而ニ

東荒川村
吉左衛門

和糺候之人ハ去ル寅年以来無実之罪ヲ申懸候ニ付
右去ル卯十月之夜西荒川村弟之左衛門所ニ又々去寅
以後去年以来付紛失候由書付差出候ニ付右之者二男
取籠差置之右之者不届ニ付右之者共居候所ニ付搦上
去ル八月吟味候所此度吟味中ニ而付候所ニ付候段申上候

丑十二月廿六日　石井勘右衛門

清水様
清代官様

覚

一 去寅之秋西荒川銀三郎与申者少々之旅銭ニ付
吟味候得共不分明ニ付銀三郎与申者長兵衛方
ニ付候処其節之時分吟味中ニ付今般右之者共
去ル所之旅銭中付吟味ニ付候所相違無之候中
右紙ニ付右之所之者共紛失紛ニ付候段清兵衛二男
付候三中候ニ付右之者共所ニ付候由中三郎
中右之者中請之処紛失人代金之子年以来ニ付候
右之者共罷出候ニ付紛失ニ付白状不致候ニ付
去之者共所之者共白状いたし候由
去年ニ而右之通ニ候

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

一 上野郡田右之通三ヶ村ニ隠再之ニ書付見世ニ仰付
合点難ニ成先年之通御仰付而ニ居之ニ出付ニ御川合
所如下度事ニ候

一 十二月六日ニ代家ニ而御二ヶ村ニ付三ヶ村ニ御豊源殿御取出ニ候
当御年貢皆源前ニ御申之ニ付百姓一統皆源ニ抱ニ難
渋至極仕ニ此如ニ御扱方ニ御用双方ニ出ニ申立出ニ御下ニ而後之上
又下れ ニ御紀ニ御付之義ニ勿論之義ニ申候ニ御下ニ
九ニ付ニ御紀ニ御付之ニ皆源ニ居宅之事ニ御無之ニ付ニ候ニ
彼ニ先ニ出ニ義ニ出ニ不承ニ申候
且御豊源右ニ同九ニ右ニ同能ニ来ニ先ニ申ニ相又一組ニ続
御用先ニ立御豊ニ御付ニ候ニ組ニ付一統皆源ニ御陰ニ
御如ニ此御ニ御付ニ得ニ御勘考ニ如下ニ申候

先之通御前ニ御申候ニ相用性ニ御免ニ下ニ御
永篇ニ候ニ先年仕来之通ニ如下度百姓一統御願
申上ニ候

南部右ニ年
丑十二月

西岩川
東岩川
野田
右三ヶ村村中一統
連判 [illegible]

石井助郎殿

右願出来ニ下札左之通
当十四日御役場ニ三ヶ村一同岩川村岩川当ニ来事

元

一 五千二百六拾人　横山組
一 二千八百四拾四人　[illegible]組
一 八千五百八拾八人　荒川組
一 八千百二拾八人　相切組
一 千七百拾六人　長沼組

内 七千五百六人　男
〃 七千五百二拾四人　女

[illegible]五千四百人　老人[illegible]
内 五百四拾四人　[illegible]
〃 四百四拾六人　[illegible]

増減差引　残五拾八人増人

経済学部研究室印

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

GANSHODO·SHOTEN
KANDA TOKYO
東京 神田
巖松堂書店

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507679636